

令和7年度第4回伊勢原市国民健康保険運営協議会

令和8年1月27日

[事務局] 保険年金課

[開催日時] 令和8年1月27日(火)午後7時～午後8時

[開催場所] 伊勢原市役所2階 2C会議室

[出席者]

(委員) 森久保会長、前場副会長、齊藤委員、錦織委員、亀山委員、宇賀神委員、山口委員、武田委員

(事務局) 宮川健康づくり担当部長、石川保険年金課長、森国保係長、松原主査

[公開可否] 公開

[傍聴人] なし

《協議会の経過》

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

(1) 伊勢原市国民健康保険税の税率等の見直しについての協議

(2) その他

4 閉 会

—開会—

【事務局】 ただいまより令和7年度第4回伊勢原市国民健康保険運営協議会を開催します。

よろしくお願いいたします。

本日は、定数9名に対し出席者8名で、過半数を超えておりますので、伊勢原市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定に基づき、本日の協議会が成立しておりますことを申し上げます。

開催に先立ちまして、説明事項が1点ございます。会議内容につきましては、原則公開となっております。会議当日の傍聴人による傍聴や会議録は市のホームページで公開の取扱いとなっておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

本日は傍聴人はおられませんことを御報告申し上げます。

それでは、次第に基づきまして、森久保会長より御挨拶を頂戴したいと思います。お願いいたします。

【会 長】 皆さん、こんばんは。会長挨拶ということで、一言御挨拶申し上げます。

前回の3回目の運営協議会に続きまして、本日は第4回目の協議会となりますが、委員の皆様におかれましては、御多忙のところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

第3回の協議会では、保険税の税率の見直しについて、改定方針としては応能・応益割を57対43ということに近づけることが適当であるとの方向性を確認しました。

本日は、1月9日に県から確定係数による国民健康保険事業費納付金が示されたこ

とから、保険税率等の改定について答申に向けての最終決定を行っていきたいと考えております。

委員の皆様には忌憚のない御意見を賜り、議事を進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、会議次第に沿って進めさせていただきたいと思っておりますが、ここで資料の確認をさせていただきたいと思っております。

事前資料として送付させていただいているところではございますが、お手元にご覧いただけますでしょうか。

(資料の確認)

また、今日、席上で配付させていただいたものが1枚あります。こちらについては、本日の会議資料の差し替えではなくて、前回、第3回の資料の差し替えです。大変申し訳ございません。一部数字に誤りがございましたので、差し替えということで今日お持ちしております。

誤っていた箇所ですが、第3回の資料の差し替えとなっている5ページ目の一番下の試算④のところで、こちらは県が提示した市町村標準税率の試算結果と、前年度、令和7年度との比較になるのですが、前回お配りした資料の中では令和6年度との比較になっていました。今回お配りした資料では令和7年度の比較で正しく数字を記載したものになっていますので、差し替えいただければと思います。試算4のところ、赤枠で囲んでいるところを直しております。

では、お手元におそろいでしたら、次第の3の議題に入りたいと思っております。

議長につきましては、通例により会長がなることになっておりますので、会長、よろしくお願ひいたします。

【会長】 それでは、皆様の御協力の下、議事を進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次第3の(1)、伊勢原市国民健康保険税の税率等の見直しにつきまして、本日、最終案が提示されており、これらについて皆様の御意見をまとめ、先日市長からいただきました諮問事項に対しまして、本協議会としての結論を出したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次第3番の議題(1)について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 それでは、資料1、伊勢原市国民健康保険税の税率等の見直しについて、御説明いたします。

まず表紙のページをめくっていただきまして、目次の次、3ページ目、こちらから御説明いたします。

まず、1、令和8年度税率等改定に向けた試算ケースについてということで、前回の協議会では、試算ケースとしまして、応能・応益割合を現行と同程度の56対44とするケース②と、より所得の低い方に配慮し57対43とするケース③の、2案を提示させていただきました。議論を重ねた結果、令和8年度税率改定の方針としては、所得の低い方に配慮し、57対43とするケース③の方針を採用することとして決まりました。

今回の協議会では、こちら、囲みで書いてあるケース③と同じ57対43の応能・応益割合ではありますが、県から確定係数による事業費納付金の提示がありましたの

で、確定した事業費納付金に基づいたケース③'に基づいて試算した結果を御説明したいと思います。

あわせて、こちらもダッシュがついています、ケース④' としまして、市町村標準税率、こちらについても1月9日に確定したものが提示されましたので、提示されました市町村標準税率に基づいた試算も併せて行いましたので、こちらについても御説明させていただきます。

それでは、ページをめくっていただきまして、令和8年度事業費納付金(確定係数)による賦課総額と税率ということで、まず4ページ目につきましては、令和8年度の国民健康保険事業費納付金、確定係数に基づくものが1月9日に提示されました。結論から申し上げますと、1月9日に提示された確定係数による事業費納付金は、仮係数による金額と比べると大幅な増額という結果になっております。令和8年度の確定係数に基づく事業費納付金、総額では約26億9,900万円となりまして、仮係数での金額と比べますと、約5,400万円の増額となりました。

主な増額理由ですが、令和8年度の診療報酬等の全体改定率が提示され、こちらがプラス2.22%といったプラス改定となったことを受けまして、医療給付費の見込額を増額補正したことが主な理由であると、県から示されました。令和7年度と比較しますと、子ども・子育て支援納付金分の新設ということも含めまして、約1億6,000万円の大幅な増額になりました。

このことを受けまして、今回改めて試算を行いました。

では、次のページ、(2)確定係数による事業費納付金に基づく保険税賦課総額の算出ということで、試算に当たって、改めて集めるべき保険税額等の計算を行いました。仮係数時と比較しまして、事業費納付金が増額となったことで、こちらの表の①保険税として集めるべき額につきましては、約7,300万円の増となりました。あわせて、③事業費の不足額についても、約7,000万円の増となりました。

このままですと税率の大幅な引上げとなりますので、これを回避するために、④基金等の活用額につきましては、当初2億2,000万円としておりましたが、基金繰入額、取崩し額を2,000万増額して、2億4,000万とした形での試算にしました。こちらは、基金の繰入額を増額し、満額に近い基金の取崩しということになります。こちらの判断を行いました経緯につきましては、後ほど別紙1にて御説明いたします。

また、変更点としましては、⑨の基金積立額については、事業費納付金が増額になったことを受けまして、年度末保有額として1億4,000万を目標とするように見直しをしております。事業費納付金が増えたことによって、5%以上保有するということを目標にしておりますので、こちらも増額しております。

これらの見直し後の数字を基に試算した結果ということで、6ページになります。こちらは、試算ケース、③'ということで、黄色のハイライト、分かりやすく目立つ色としていますが、こちらの行について、確定係数に基づく最終試算結果ということになります。

応能・応益割合については、前回提示しました試算③と同様に、57対43としております。ただし、子ども・子育て支援納付金分については県の標準税率を参考にして設定しているということもございまして、応能・応益割合は県の算定割合の55対45になっております。

続きまして、7ページの(4)令和7年度及び令和8年度の試算にあたっての被保険者数と世帯数の表になっております。

こちらの表での仮係数時との変更点としましては、表の一番下、所得伸び率のところ、前回の仮係数時では伸び率は1.0ということにしておりましたが、試算に用いる課税対象所得については、令和7年度の税制改正によりまして給与所得控除の最低額の引上げ、給与収入が190万円以下の場合は55万円から65万円に引き上げる、そのような改正がありました。その引上げを考慮しまして、伸び率0.9891という数字にしております。

これは、令和8年度の税率の課税計算における課税対象所得の伸び率を、マイナス1.69%として見込むものとなります。この伸び率につきましては、国保加入者のうち、現時点で見て、令和6年中に給与所得がある者を調査の対象としまして、令和7年度の税制改正の影響額を試算した結果として、こういったマイナス補正を行うことにしました。

続きまして、これらの内容を基に、8ページ目の(5)年度毎の税率、均等割及び平等割額ということで、試算した結果の税率となります。こちらも同様に黄色のハイライトになっている行③'、こちらが最終試算結果ということで、今回、確定した事業費納付金を基に行った試算結果となります。

まず、医療分の税率から見ていきますと、最終試算結果では、医療分、所得割の税率として7.02%となり、令和7年度と比べますと0.65ポイントの引上げ。均等割額については2万7,800円、令和7年度と比べると1,900円の引上げ。平等割額についても同様に比較しますと、1万8,600円となり、400円の引上げとなりました。

後期分で見ますと、所得割の税率として2.46%となり、0.13ポイントの引上げ。均等割額については、9,800円となり、こちらは200円の引上げ。平等割額につきましては、6,300円となり、マイナス300円と引き下げております。応益割合のうち均等割と平等割の割合の見直しによって、平等割についてはマイナスでの改定となりました。

介護分については、所得割税率として2.38%となり、0.26ポイントの引上げ。均等割については1万200円となり、400円の引上げ。平等割については、5,200円となり、こちらは据置きになりました。

今回新設されます子ども分の所得割の税率と均等割額となります。所得割については0.31%、均等割額については1,900円。2段書きになっておりますが、上の段が通常の均等割額と、下の段は100円となっておりますのが、18歳以上に課税される均等割額で、今回2段構えになっておりますので、合計すると2,000円となります。

このような形で、最終試算結果となりました。

参考に、グレーになっている一番下の行④'、こちらは県から提示された市町村の標準保険税率となっております。医療分だけで見ますと、所得割の税率としては7.37%となり、令和7年度と比べますと1ポイントほど引き上がる試算結果になっておりますので、まだ標準税率のほうが高い水準にあります。医療分以外の区分についても、全体的に同じように高い水準にあります。

これらを基に試算をして、9ページ目、細かな説明については割愛しますが、同様

に黄色の行となっています試算③' が最終試算結果となり、賦課総額や保険税必要額を計算したのになっています。

では、さらにページをめくっていただきまして、10ページ目となります。こちらが、(2) 令和8年度の一人当たりの保険税額(年間)と前年度の比較となっています。こちらも同様に、黄色の行が今回の最終試算結果、③' となります。

右端の列、太枠線内で囲っているところで、1年間の被保険者の平均の保険税額ということで、こちらで大体何%ぐらいの引上げとなったかという目安で見ていただいております。今回の試算結果で見ますと、令和7年度からの引上げ率としましては11.4%となり、前回提示した試算③' では8.46%、10%以内に収まっていたところではありましたが、今回の試算結果では11.4%といった結果になり、10%を超える引上げ幅になっております。

参考情報として、中ほどの赤色の文字で書いているところになりますが、今回、子ども・子育て支援納付金分の区分が新たに設定されており、それを加えまして11.4%の引上げとなります。また、従来の3区分、医療分、後期分、介護分だけで見たときの引上げ幅を赤色の文字で示しております。従来の3区分だけで見ますと、今回の最終試算結果では8.3%の引上げということになり、ここだけで見ますと10%未満には抑えることができているということになりますが、新設した子ども分を含むと11.4%の引上げといった試算結果になっています。

参考として、一番下のグレーの行、試算④' というところで、こちらは県の示す市町村標準税率に基づく試算結果となります。1年間一人当たりの保険税額で見ますと、18.4%の増ということで、かなりの引上げ率となっています。

ここで別紙1を御覧いただきたいと思いますが、先ほどの説明でも少し触れましたが、基金の繰入額を当初、仮係数の時点では2億円で計算していましたが、今回最終試算を行うに当たって、2億2,000万円ということで、2,000万円を増額した形での試算としております。その経緯につきまして、別紙1に、これは試算結果ということでもまとめておりますので、説明いたします。

別紙1については、試算の③' について、基金の繰入額の違いによって比較をしております。当初、仮係数時と同額の2億円の繰入れを行った場合と、さらに2,000万円増額した、これは満額に近い取崩しとなりますが、2億2,000万円を繰り入れた場合との比較というものを別紙1の表で行っております。

まず上段の税率ですが、こちらにおいては基金2億円を繰り入れたときと、2.2億円を繰り入れたとき、2,000万円の違いではありますが、税率としましては、医療分で見ますと0.1ポイントの差が出る結果になっております。均等割額で見ましても、2億円の場合は、均等割額は2,200円の差に対して1,900円の差ということで、300円の引上げ幅を抑えることができます。平等割額につきましても、2億円の場合と比較しますと、2.2億円繰り入れたときのほうが100円少なく、引上げ幅として抑えられているといったことで、全体的に、僅かではありますが、税率の引上げを抑えることができます。

当然、繰入額を増やしているので引上げ幅は減る方向にはなりますが、一人当たりの年間の保険税額というところで見ましても、基金2億円の繰入れの場合ですと、増減率としては12.62%となるところを、2億2,000万円の繰入れですと11.40%となり、1.22ポイント低く抑えることができることとなります。

事業費納付金について、先ほどから申し上げているように、仮係数時点でも令和7年度より予想を超えた増額にはなっていましたが、確定係数時にさらに増額したということで、想定を超えた引上げ幅になるというような事態になってしまいました。これを少しでも緩和させるための策としまして、あまり策がない中ではあります。基金の繰入額を満額に近い2,000万円増額の2億2,000万円とすることにより、なるべく引上げを抑えたいということで、今回試算に当たっては2億2,000万円の基金繰入れという判断となりました。

別紙1については以上となります。

資料1に戻っていただきまして、こういったことを踏まえまして、今回の最終試算では、基金の繰入額を2,000万円増額し、試算しました。

この試算結果に基づきまして、次の11ページ、(3)税率改定後の試算結果の令和8年度の収支状況の見込みということで、ケース③'のところ、中ほどの太枠線で囲ってあるところになります。最終試算ケースにおける収支状況を見ますと、税率改定後の令和8年度において収支の差がプラスということで、金額としては約40万円のプラスとなりました。税率の上昇幅を抑制するために最大限の基金の取崩しを行った上、一般会計からのその他繰入金も3,000万の縮減を行っており、かつ基金の保有額も約1億4,400万を確保でき、事業費納付金の5%以上という数字についても達成できる見込みとなりました。以上、最終試算において、収支状況は改善できることになりました。

ちなみに、ケース④'、県の市町村標準税率で見えますと、同じように収支はプラスにはなりますが、加えまして④番のその他の繰入金については、県の提示する標準税率で見ますと、約1億5,300万円までに縮減できる試算結果となっています。

ここまです試算結果となります。

つぎに、別紙にて説明いたします。別紙の2と3となります。A3横の資料を御覧ください。

別紙2について、内容としましては、先ほど説明いたしました資料1のページ6から10ページの内容をまとめたものになっております。前回御提示させていただいた試算ケース②と③、56対44と57対43といった応益割合と、今回、最終試算結果として御提示しました③'の、基金を2.2億円繰り入れて確定係数に基づいた試算ケースをまとめたものになっております。こちらにつきましては、試算結果の詳細を確認するための基礎資料になりますので、説明については省略いたします。

続いて、最後に別紙3です。細かい表になりますが、こちらは前回、第3回のときに御提示しました、令和7年度の現行税率と令和8年度の各試算ケースを比較した世帯構成別、世帯所得別の比較表となっております。今回、同様に黄色でハイライトしている行が最終試算結果のケースとなっております。データバーの色で見ますと、緑色の箇所が今回の最終試算結果となっております。今回は税率が引き上がりますので、データバーについては前回提示したものよりも引上げ幅が大きくなります。

傾向で見ますと、ケース③'のときと同様ではあります。一番上昇率が低い所得の層の世帯の状況で見ますと、A2、1人世帯の2番目のところで、40歳以上65歳未満、介護納付金が課税される年代となります。こちらの1人世帯の左端、43万円以下の所得の層、こちらについては引上げ幅が6.22%となり、ケース③'の試算結果表の中では一番小さくなっています。

逆に、その隣、1人世帯の介護納付金が算定されない年代、40歳未満または65歳以上の1人世帯で515万円の所得の層、この層が11.83%ということで、引上げ幅が一番大きくなります。

一番引上げ幅が小さいところと大きいところの差としましては、その差が5.61ポイントとなっていて、前回③の試算ではこの差が7ポイント以上離れていました。今回、均等割額・平等割額の引上げ幅も大きくなっていますので、その結果、差が縮まってしまっているということになります。

本来であれば、応能・応益割合についてはより所得の低い方の割合を低くしていますので、もう少し傾斜ができるように当初は試算をしていましたが、今回こういった税率の引上げになりましたので、傾斜も少し緩やかになっているといった状況です。傾向としましては、試算ケース③、前回御提示した試算ケースと同様に、所得の低い方がより引上げ幅を抑える結果になっていて、所得が上がるほど、引上げ幅が大きくなると、そういった傾斜をつけたような試算結果となっております。

対象の世帯構成等は限定されるのですが、もともと前回御提示したケース②のところ、先ほどのA2となっている1人世帯の一番所得の低い方のところ、こちらについて、試算ケース②においては令和7年度で比較しますと1,400円、6.22%の引上げ幅となっております、この試算結果と、今回その下の黄色の行、試算ケース③'となります、たまたまではありますが、数字が同じになっておりまして、前回御提示した56対44のときの引上げ幅と同じ引上げ幅、57対43に比率を変えてはいますが、同じ引上げ幅の結果となりました。ということで、今回、事業費納付金が増えたことによって、前回御提示したときの試算結果よりも保険税率が上がってはいますが、こちらの低所得者の方の引上げ幅については、57対43としたことにより、前回、事業費納付金の仮係数のときに御提示した引上げと同程度の引上げになっているということで、相対的には所得の低い方の層に対しては引上げ幅が抑えられていることになっていると思います。

県の提示する市町村標準税率では、前回御提示した内容と同じ傾向で、やはり応能・応益割合が55対45という、今回試算した57対43よりも応益の割合が高くなっていますので、引上げの影響としましては、所得のある方より所得の低い方の引上げ幅がより大きくなったという傾向が見られます。

今回の最終試算結果の説明につきましては、以上となります。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、保険税率の改定について、委員の皆様、何か、御質問、御意見等ありませんでしょうか。いかがでしょう。

【委員】 診療報酬によってこういう影響が出たということなので、基金の取崩しができてよかったと思います。

【事務局】 そうですね。少しだけ余裕がありましたので、今回最大限に活用することになります。納付金が仮係数時に比べると増額しましたが、基金を活用することで、僅かですが税率引上げを抑えられたという状況にはなります。

【委員】 僅かではありますが抑えられてよかったなというふうには思います。

【会長】 ありがとうございます。いかがでしょう。

【委員】 応能・応益の割合を変えたことで、やっぱり低所得者に対してこれだけ実績が出ているということで、これはよかったのではないかなというふうに考えて

います。

【会 長】 いかがでしょうか。

【委 員】 皆さんおっしゃるとおり、確かによかったですと思います。

【会 長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

【委 員】 今の説明を聞いてなんですけど、基金を繰入れが2億から2.2億円に増えたということですが、基金は毎年繰り入れをするものなのですか。

【事務局】 繰入れができるかどうかということですか。

【委 員】 繰入れをすると基金が残らなくなってしまうのではと思ったので。

【事務局】 そうです。そういうことなので、実際、繰入れはしますが、同時に基金への積立ても行います。今回は急激な税率の上昇が予想されましたので、満額に近い繰入れを検討しました。

【委 員】 繰入れを行いつつ、積立も行うということですか。

【事務局】 今回は残高が2億2千数百万円見込めましたので、それを最大限繰り入れることができました。また来年度同じことができるかといった保証はありませんので、そのためにも事業費納付金の5%以上を目標として、積立ても行うこととなります。

【委 員】 そういうことですね。

【事務局】 次の年度のこういった上昇を抑えるために、積立ても同じく行っていくということになります。

【委 員】 必要な対応ということですね。分かりました。ありがとうございます。

【会 長】 よろしいですか。

【委 員】 はい、ありがとうございます。

【会 長】 分かりました。ありがとうございます。いかがでしょうか。

【委 員】 御説明いただいた税率改定でいいと思うのですが、ここからは純粋な疑問ですが、県の示す、令和18年度ですか、そこに向けて、県下統一、同じ税率にしていくということで、例えば6ページの県の55対45の試算、こういう形にだんだん近づいていかなくていいのかなと思うのですが。

【事務局】 そうですね。今すぐでなくてもいいかとは考えていますが、応能・応益割合も、令和18年度に先立ち、令和15年には県の標準に合わせていく形になります。今は57対43という形で、どうしても税率を引き上げていかないといけない段階にありますので、その際にはより低所得者に配慮しながら上げていく必要はあると思いますが、この引上げ幅も、いずれ緩やかになってくるのではという予測もありますので、その段階においては県の割合に合わせていくことを想定しています。

【委 員】 どんどん開いていって、最後の調整が難しくなってしまうかなと思う。

【事務局】 今、県の応能・応益割合について、55対45とはなっているのですが、県の応能・応益割合も年度によって変動していくものにはなるので、今後、ずっと55対45なのかどうかという未知な部分もございます。

【委 員】 そうですね。一番この大きいところ、別紙3で、世帯所得が43万以下という世帯は低所得と呼ばれているのですが、では、はたして515万円の層が高所得といえるかどうか。また、4人世帯でそのような応能・応益割合でいくと、1人世帯のほうが結構余裕が出てくるのではないか、この層の方々も苦しいなとか、いろいろ思いながら聞いていました。

【事務局】 そうですね。実際、機械的に作った表というところもあるので、こういった4人世帯で、この所得というものが、実際どうかというところではありますが、所得のある方のほうが、世帯の加入者数ごとに計算する均等割額もあるので、世帯人数が多ければ多いほど、所得が多ければ多いほど、どうしても保険税が高くなってくる。ただ、限度額という上限額もあるので、例えば令和7年度で言いますと109万円が限度額と、それ以上増えることはないの、そこまで所得が多い方については影響がないですが、限度額に至るまでの所得の方についてはやはり負担は大きくなってきます。

【委員】 でも、決め方の考え方はすごくよく分かりました。ありがとうございます。

【会長】 よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

【委員】 皆様がおっしゃったとおり、大体意見は同じなのですが、本当に初歩的な質問で、基金の積立額というのはどのように予算化して、どこから持ってくるものなのですか。

【事務局】 予算上の基金の積立は一般会計から繰入れした額を積立としてもよいということになっていますので、考え方としては、繰入れを行った上で積み立てるというような考え方です。なので、保険税収からではなくて、あくまで一般会計からの繰入れにより行います。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 よろしいですか。何かございませんか。

【委員】 いろいろ手を尽くした感じが全体的にしますが、最終的には県に近づけるという流れもありますので、現時点ではこのくらいで何とか収まったのかなという感じがしています。

【事務局】 基金については、今回かなり多く繰入れすることができていますので、これも将来的にどこまでできるかというのは確かにあります。やはりしばらくは県の標準税率に近づけていく必要もありますので、毎年検討することにはなりました、税率改定については引き上げる方向での検討をしていくということにはなるのかなと思います。

診療報酬改定は2年に1回ということですので、来年度、同じように急激にこのような形で引き上がるようなことはないのかなとは思ってはいます。

【会長】 ありがとうございます。

何かほかに、委員の皆さん、ありますでしょうか。

いろいろと質問、御意見をいただいておりますけれども、ほかになければ、出尽くしたということで、ここで決を採りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

【会長】 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、事務局より提案された試案を基に整理いたしますと、1点目として、不足する財源を賄うために令和8年度においても保険税の引上げを行うこと、2点目として、低所得者に配慮して応能・応益割合を57対43に近づけた上で設定すること、この2点になるかと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【会 長】 ありがとうございます。賛成多数と認め、本協議会としては、税率を改定し、応能・応益割は低所得者に配慮して57対43とすることを求めたいと思います。

次に、今回の諮問事項である伊勢原市国民健康保険税の税率等の見直しについて、答申書を作成することになります。答申書の作成につきましては、税率改定に対する御意見や配慮すべき事項などを加えることができます。御意見がありましたら述べていただきたいと思いますが、イメージとして分かりにくいと思いますので、事務局より提案があるとのことですので、お願いいたします。

【事務局】 では、昨年度ものをベースとし、今年度の協議会の内容を踏まえた答申書案を作っておりますので、まずこちらをお配りさせていただきます。

【事務局】 こちらは後ほど回収させていただきます。

【事務局】 答申書の作成方法ですが、今回を含めて3回にわたって御審議いただいた内容に基づき、お配りした答申案を基に答申内容を取りまとめていただきたいと思います。

答申書には、前回の協議会でも御説明しましたが、考え方や、方向性などを記載させていただくものとしておりますので、具体的な税率の表示などはいたしません。

今お配りしました答申案をしばらく御確認いただきまして、加えるべき事項などがございましたら、お伺いしたいと思います。しばらく御覧いただきたいと思います。

(答申案 閲覧)

【会 長】 それでは、附帯意見について皆様にお伺いしたいと思います。5つ附帯意見がございますけれども、何か御意見等ありましたら伺いたいと思いますが、一人ずつお伺いしていきますので、よろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。

【委 員】 最初にあります基本的な考え方は、今後、保険税率を変えるときには同じ考えとなるでしょうか。

【事務局】 基本的な考え方は、この内容にこだわることはないと思っておりますけれども、市としましては、基本的には同じような考えの中で案とさせていただいているという形です。

【委 員】 分かりました。一番下から3行目の「こうした中で、被保険者間の担税力に、税金の払える能力に基づいた、公平な税負担を目指しつつ、同時に低所得者に対する負担増にも配慮することが重要である。」というのが、もし毎回このフレーズでくると、公平という位置づけが少しずつ来てきているのかなという。特にこだわっているわけではないですけど、毎回、もし同じフレーズで使っているとすると、今回は低所得者に配慮して税率改定しているの、見る人によっては不公平というふうに見られてしまうのではないかという思いが少しあり、意見を言わせてもらいました。

特段、中の附帯項目については、何も異論はございません。

【会 長】 ありがとうございます。事務局、どうですか。今の委員から御質問について。

【事務局】 本来は、50対50とか、そういう応能・応益割合は等しくといった観点がありまして、そこは目指しつつということなのですが、今回のように保険税を引き上げていく中では、そこを目指してはいますが、バランスを崩しながらも両方に

配慮しないといけないという、こういった経過により、今回も応能・応益割合の比率を変える検討をしたということです。

【委員】 大丈夫です。

【会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

【委員】 私も委員と同じで、その表現のところが気になったところで、たださっきのお話を伺ったので、内容は理解したので、ほかは大丈夫でした。

【会長】 ありがとうございます。続きまして、お願いいたします。

【委員】 ちょっとこだわって申し訳ないですが、4ページの附帯意見の下から2番目の、保険税率については令和18年度に向けてのことが書いてあるのですが、一番上は「税率及び賦課割合等の見直しについて」ということなので、「負担税率及び賦課割合等については、令和18年度に」というような感じのほうがいいのかと。税率だけではなくて、賦課割合についてもそこに向けて検討するという表現がよろしいかと思いました。

【会長】 事務局、今の意見はよろしいですか。

【事務局】 そうですね。当然、今、御指摘のありましたように、保険料・税水準中には賦課割合を含んでおりますので、書き加えたいと思います。

【会長】 ありがとうございます。それでよろしいでしょうか。

【委員】 はい、ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。では、いかがでしょうか。

【委員】 私も今と同じように、やっぱりここは賦課割合というのは入れたほうがいいのかと考えていましたので、そうしていただければいいかと思います。

【会長】 ありがとうございます。それでは、お願いいたします。

【委員】 皆様の御意見と同じで、異論はありません。

【会長】 お願いいたします。

【委員】 附帯意見の3つ目に、健康診査の受診を促すことにより、病気の早期発見等云々とありますが、個人的な負担は増えるのは、いろんなものが値上がってしまっているの、医療費のほうも仕方ないと思いますが、具体的になってしましますが、早期発見のために毎年、子宮がんと乳がんのクーポンが発行されるので利用させていただいているのですが、令和8年度からそれが1年置きになるという通知が来ました。節約のために仕方ないのかなとは思っているのですが、これを1年置きにしたら早期発見にならないじゃないかという、その辺の矛盾を感じていて、市からの補助が少なくなっても今までのように毎年あったほうがいいのかと感じますが、その辺どうでしょうか。

【会長】 ありがとうございます。事務局、お願いします。

【事務局】 国の指針が2年に1回ということになっていて、近隣市も同様です。令和8年度からは指針に合わせることになりました。

【委員】 やっぱり予算削減のためということですかね。

【事務局】 今、御案内をさせていただいているところです。

【委員】 そうですか。検診に行くのは嫌ですけど、クーポンが出るから行こうかなというきっかけになっていたもので、やむを得ないのだったら仕方がないです。

【事務局】 今のところは国の指針に合わせた形の検診に変えていっているということで、御理解をいただければと思います。

【委員】 分かりました。

【会長】 ありがとうございます。よろしいですか。

【委員】 はい、ありがとうございます。

【会長】 お願いします。

【委員】 私は、皆さんから意見が出ていますので、それでよろしいと思います。

【会長】 分かりました。ありがとうございます。

いろいろと皆様から意見が出ましたので、事務局のほうで少しまとめていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

【事務局】 今、いただいた意見、主に保険税率と賦課割合については、見直していくというところを加えていきたいと思います。

見直しさせていただきまして、最終的な答申書につきましては、日程の都合上、会長一任とさせていただいて、市長に答申するという運びにさせていただきたいと思います。

答申書につきましては、いただいた意見等をまとめた形で、後日、各委員様には送付させていただきたいと思います。

その後の流れにつきましては、本答申を尊重しつつ、今回御提示した税率等の改定案に基づいて、理事者から最終案を議会に提案して、議決を経て確定となります。

【会長】 それでは、事務局から答申書の作成方法について会長一任での提案がありました、これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。それでは、会長一任ということで進めていくこととしたいと思います。

ほかに何かございませんでしょうか。

【事務局】 事務局からは、その他についての報告事項はございません。

【会長】 その他報告事項はないとのことですので、ここで議題の審議は終了して、議長の職を解かせていただきたいと思います。

委員の皆様方には、議事進行に当たりまして御協力いただきましたこと、感謝を申し上げます。

それでは、事務局にお返したいと思います。

【事務局】 会長、ありがとうございました。

委員の皆様、活発な御審議ありがとうございました。

なお、本日の会議録につきましては、作成の後、あらかじめ会長の承認を得た上で、委員の皆様には郵送させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、これもちまして、第4回国民健康保険運営協議会を終了いたします。本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

— 了 —